

新旧対比表（あわぎんアプリ利用規定）

現 行	改 定 後	備 考
【あわぎんアプリ利用規定】 1. 本アプリの内容および利用 （１）～（７） 省 略	1. 本アプリの内容および利用 （１）～（７） 同 左 （８）カードローンの利用にあたって 本アプリ上で口座認証による本人確認をいただくことで以下のサービスをご利用いただけます。ご利用にあたっては、本アプリをご利用中の場合であっても、定期的に利用登録を行っていただく必要があります。ご本人さまが、認証画面に沿って必要な口座情報の登録を行ってください。 ①ATM カードローンお申込み 登録口座の情報をもとにお申込みが可能な商品をアプリ上にてご案内します。お申込みについては、お客さまにおいて本アプリ上から ATM カードローン各種契約内容にご同意のうえ、お申込みを行っていただきます。銀行において融資が適当と認められ、お客さまが入力された内容と銀行への届け出内容との一致が確認できた場合に契約が成立するものとし、指定口座のキャッシュカードにカードローン機能が付与されるものとします。お申込み方法については、あわぎん ATM カードローン規定の定めに関わらず、本アプリ上から行うことができるものとします。 ②お借入れ・ご返済・入出金明細の確認 a. 対象口座 カードローン口座のお借入れ・ご返済・入出金明細の確認が可能となる対象口座は認証口座と同一名義である以下のカードローン商品となります。 あわぎん ATM カードローン あわぎんスマートネクスト ワイドローン教育プランカードローン型 あわぎん公務員カードローン あわぎんカードローンエース	（８）（９）新設

新旧対比表（あわぎんアプリ利用規定）

現 行	改 定 後	備 考
【あわぎんアプリ利用規定】	b. 取引の方法 (a) お借入れ a. にかかるカードローン口座からのお借入れにおける振替については、お客さまの端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうちお客さまが指定するカードローン口座から振替資金を払出しのうえ、指定する普通預金口座宛て振替手続きを行うものとします。なお、本取引については、お客さまの依頼にもとづく取扱いのため、ローンに紐づく定例返済用の普通預金口座に限らず、口座情報として登録された普通預金口座への振替を可能とします。 上記の依頼内容が確定をした場合は、原則として普通預金規定、総合口座取引規定、カードローン取引契約（規定）などの各約定の定めにかかわらず預金通帳、払戻請求書、カードの提出なしに振替資金指定支払口座（カードローン口座）から払出しのうえ、振替資金入金指定口座宛てに振替手続きを行います。 (b) ご返済 a. にかかるカードローン口座へのご返済における振替については、お客さまの端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうちお客さまが指定する普通預金口座から振替資金を払出しのうえ、指定するカードローン口座宛て振替手続きを行うものとします。なお、本取引については、お客さまの依頼にもとづく取扱いのため、ローンに紐づく定例返済用の普通預金口座に限らず、口座情報として登録された普通預金口座からの振替を可能とします。	

新旧対比表（あわぎんアプリ利用規定）

現 行	改 定 後	備 考
【あわぎんアプリ利用規定】	上記の依頼内容が確定をした場合は、原則として普通預金規定、総合口座取引規定、カードローン取引契約（規定）などの各約定の定めにかかわらず預金通帳、払戻請求書、カードの提出なしに振替資金指定支払口座から払出しのうえ、振替資金指定入金口座（カードローン口座）宛てに振替手続きを行います。 (c) 入出金明細の照会 本アプリでカードローンの入出金明細の照会を行うことができます。ただし、一部利用することができない時間があります。 対象カードローン口座を解約（または移管）した場合は、解約（または移管）実施時点で入出金明細の照会のご利用いただけなくなります。 なお、システムの関係上、当初、本アプリにカードローンを登録した日時により、カードローン入出金明細の照会範囲は下記となります。	

新旧対比表（あわぎんアプリ利用規定）

現 行	改 定 後	備 考																											
【あわぎんアプリ利用規定】	(ケース1)初回登録日が1日～22日9時より前の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>照会日時</th><th>入出金明細の照会範囲</th><th>(例) 登録日5月21日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①登録日 ～登録月23日15時</td><td>登録月前月1日～照会日</td><td>4月1日～照会日</td></tr> <tr> <td>②登録月23日15時 ～登録月末</td><td>登録月の13ヶ月前の月初～ 照会日</td><td>前年4月1日～照会日</td></tr> <tr> <td>③登録月翌月以降</td><td>経過月分が以降累積</td><td>同上</td></tr> </tbody> </table> (ケース2) 初回登録日が22日9時以降の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>照会日時</th><th>入出金明細の照会範囲</th><th>(例) 登録日5月23日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①登録月</td><td>登録月前月1日～照会日</td><td>4月1日～照会日</td></tr> <tr> <td>②登録月翌月1日 ～23日15時</td><td>登録月1日～照会日 (登録月前月の明細はご確 認いただけませ ん)</td><td>5月1日～照会日</td></tr> <tr> <td>③登録月翌月23日15時～ 登録翌月末</td><td>登録月の12ヶ月前の月初 ～照会日</td><td>前年5月1日～照会日</td></tr> <tr> <td>④登録月翌々月以降</td><td>経過月分が以降累積</td><td>同上</td></tr> </tbody> </table> c. 振込・振替の不能事由等 次のいずれかに該当する場合、当行はその振替の依頼がなかったものとして取扱います。 (a) お客さまから支払指定口座に関する支払停止の届出があり、それにもとづき当行が手続を完了している場合。 (b) 差押等やむを得ない事情のため、当行が振替を取扱うことが不適当と認めた場合。 (c) お借入れ・ご返済において、振替資金入金指定口座が解約されている場合。	照会日時	入出金明細の照会範囲	(例) 登録日5月21日	①登録日 ～登録月23日15時	登録月前月1日～照会日	4月1日～照会日	②登録月23日15時 ～登録月末	登録月の13ヶ月前の月初～ 照会日	前年4月1日～照会日	③登録月翌月以降	経過月分が以降累積	同上	照会日時	入出金明細の照会範囲	(例) 登録日5月23日	①登録月	登録月前月1日～照会日	4月1日～照会日	②登録月翌月1日 ～23日15時	登録月1日～照会日 (登録月前月の明細はご確 認いただけませ ん)	5月1日～照会日	③登録月翌月23日15時～ 登録翌月末	登録月の12ヶ月前の月初 ～照会日	前年5月1日～照会日	④登録月翌々月以降	経過月分が以降累積	同上	
照会日時	入出金明細の照会範囲	(例) 登録日5月21日																											
①登録日 ～登録月23日15時	登録月前月1日～照会日	4月1日～照会日																											
②登録月23日15時 ～登録月末	登録月の13ヶ月前の月初～ 照会日	前年4月1日～照会日																											
③登録月翌月以降	経過月分が以降累積	同上																											
照会日時	入出金明細の照会範囲	(例) 登録日5月23日																											
①登録月	登録月前月1日～照会日	4月1日～照会日																											
②登録月翌月1日 ～23日15時	登録月1日～照会日 (登録月前月の明細はご確 認いただけませ ん)	5月1日～照会日																											
③登録月翌月23日15時～ 登録翌月末	登録月の12ヶ月前の月初 ～照会日	前年5月1日～照会日																											
④登録月翌々月以降	経過月分が以降累積	同上																											

現 行	改 定 後	備 考
【あわぎんアプリ利用規定】	(9) カードローン利用にかかる API サービスについて ①本APIサービスの利用開始にあたっては、当行が提供するサービスに定める本人確認を受け、利用登録を行う必要があります。また、ご利用から一定期間を超えた場合には、再度本人確認および利用登録を行う必要があります。 ②前項の利用登録完了後は、当行経由で連携されたサービスの認証情報をもって本人確認を行うこととし、当行は当該本人確認をもって、契約者のカードローン利用サービスの指示があったものとみなします。 ③前2項の方法による本人確認を行ったうえで取引をした場合、連携されたサービスの認証情報につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。 ④当行が提供するサービスの認証情報は、契約者の責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。 ⑤本APIサービスをご利用いただく場合は当行が採用しているセキュリティレベルでのご利用となることを了承するものとします。 次の場合、ご利用が停止になることがあります。 a. 契約者の口座情報が外部に流出・漏えいした場合、またはそのおそれがある場合 b. 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合 ⑥本APIサービスで提供される情報は、契約者の照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りません。	